

令和8年度

# いじめ防止基本方針

茅野市小中一貫校  
玉川小学校

令和8年3月改訂

# 茅野市立玉川小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを認識し、いじめを許さない学校づくりを進めなくてはならない。

本校の教育の根底にある「子ども一人一人を大切にすること」という基本姿勢は、いじめがなく、すべての児童が安心して学習や活動に取り組める学校づくりにつながるものであり、そうした学校づくりを目指すことが学校目標である「夢に向かって、輝く未来を切り開く子ども～笑顔がいっぱいの玉川小学校～」を実現することになると考えている。

教育委員会・家庭・地域社会との連携を図りながら、いじめの早期発見といじめの未然防止に取り組むと共に、いじめが疑われる場合においては適切かつ迅速な対応によっていじめ問題を解決し、再発防止に努める。

### \* いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

※かつてのいじめの定義に含まれていた「弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」等の要素は含まれていないことに留意する。

## 2 いじめを許さない学校づくりのために

### （1）いじめの「早期発見」

学校生活の中で、一人一人の児童のよさを見つけ、認め、伸ばすことを大切にする児童との信頼関係を基盤としながら早期発見に努める。

（ア） あらゆる場面での日常的な行動観察からの発見

- ① 日頃から児童の生活の様子を把握することに努め、児童が発しているサインを全職員が見逃さないようにする。
- ② 児童の人間関係の変化に注意し、言動の中にいじめやきしみが潜んでいないか注意深く目を向けていく。

（イ） 日記からの発見

児童の毎日の日記から、生活の様子や気持ちなどの理解に努める。

（ウ） 継続的な調査からの発見

- ① 全校児童に対して月に一回のいじめアンケート調査（学校生活アンケート）を実施し、個々の悩みや困り事を把握する。
- ② 寺子屋タイムを活用し、子どもの声に常に耳を傾ける。
- ③ 調査等に気になる記述があったら、すぐに個別に聞き取りをし、事実を正確に聞き取り、記録し情報を共有する。

(エ) 相談窓口からの発見

- ① 児童及び保護者が、何時でも、職員の誰とでも相談できる「相談窓口」を設置し、相談事を積極的に受け止める体制を充実させていく。
- ② スクールカウンセラーと連携した相談体制を充実させていく。

(オ) 児童理解に関する情報交換からの発見

- ① 職員会議、教務運営委員会では、その都度、児童理解の時間を確保する。
- ② 日常的に学年の枠を超えた児童の情報交換を行い、児童についての理解を全職員で深め合えるようにする。

(カ) 早期発見のための ～学校でのチェックポイント～（県資料より）

- 遅刻、欠席が増える。
- 登校時刻が始業ギリギリである。
- 表情が暗く、うつむき加減で周囲を気にしていることが多い。
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- 授業中、発言すると周囲が他の子どもの時と違った反応をする。
- 休み時間は一人で教室にいることが多い。
- 所持品や机に落書きをされる。
- 用もなく職員室や保健室に来たり、その部屋の前をうろうろしたりする。
- その子を褒めると、他の子どもたちが冷たい表情を見せる。
- 人が嫌がるあだ名で呼ばれている。
- 誰とも視線を合わせず、あいさつをしなくなる。
- 授業中、決められた座席と違う場所に座っていることがある。
- 掃除などの作業後、一人で片づけをしている。
- 学用品が隠されたり、鞆や傘などの持ち物が紛失したりする。
- 一人でいることが多く、集団行動を避ける。

## (2) いじめの「未然防止」

いじめの問題は人権問題であり、いじめは絶対に許されないという認識をもって学校経営・学級経営を行い、教育指導にあたることを基盤とする。

(ア) 教職員自らの強く鋭い人権感覚の向上

児童の人権感覚の育成には、教職員自身の人権感覚を鋭く磨き上げるとともに、様々な人権問題に対する教職員自身の認識力と自己啓発力、行動力の向上を図らねばならない。そのためには、教職員一人一人が個々の強く鋭い人権感覚を磨き続けることこそが、全教育活動を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」という人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進することができる。また、児童への教職員の言動と対応が、当該児童を傷つけてしまったり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように自らを振り返り細心の注意を払う。

(イ) 学級経営の充実

学校・学級の一員としての存在感や必要感がもて、児童が達成感や満足感を味わえるような内容を工夫した活動や取組を進める。そうした活動や取組を通

して、好ましい人間関係を構築し、学校・学級としての連帯感の高揚を図る。お互いを思いやり、尊重し、自分や仲間の生命や人権を大切にする指導を充実させた学級経営に努める。いじめをはやし立てたり、傍観したりすることもいじめと同様に許されない行為であることを指導し、正しい認識を徹底する。また、人権侵害を見抜く力や児童が発しているサインを見逃さない人権感覚を職員自身が正しくもって学級経営に当たる。

(ウ) 分かる・できる授業づくり

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりをどの教科・領域等においても推進するとともに、すべての児童に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、一人一人の学ぶ喜びや成就感、充実感をもつことができるように努める。

(エ) 道徳教育の充実

道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の指導を通じて、児童一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよいあり方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高めることができるように努める。また、すべての教育活動を通じて、児童の豊かな情操と道徳心を培い、いじめを防止する。

(オ) 教育相談体制の充実

いじめアンケート調査を実施し、結果の考察を行う中で、学級担任、学年職員が中心となって、学級内及び配慮の必要な児童の様相を捉える。また、学期に一度、相談週間を設け、担任や児童が希望する教職員と相談ができる時間を確保する。情報共有の中で改善・解消すべき問題点や困難さを明確化し、その具体的な方策等について検討したうえでPDCAサイクルを大切にしながら指導を積み重ね、いじめを未然に防止できる実行力と効用力のある相談体制を充実させる。また、児童の悩み事や相談事はいつでも聴く姿勢を示し、児童がどんな些細なことでも気軽に相談できるような環境や雰囲気大切に作る。いじめを見かけたり、いじめにあったりした時は、相談できる大人に伝えることがいじめ防止につながることを指導し、その認識を徹底する。

(カ) インターネット上のいじめ防止の啓発

全校児童のインターネット等の利用やセキュリティーの状況等について把握できる、国や県等からの各種調査を有効に活用して現状把握に努める。また、児童及び保護者が発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、インターネットを通じて送信される情報の特性等を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止したり、効果的に対処したりできるように、情報モラルについての学習を計画的に進める。

(キ) いじめ防止に係る実践的活動へのとりくみ

人権教育や、友達との関わりについて考える児童会活動等を通して、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論する学習場面を設け、いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習や自己の生き方についての考えを深める学習をおこなう。

### 3 教育委員会・家庭・地域社会との連携

- (1) いじめ問題は、学校のみで解決してはならない。万が一、いじめがあった場合には、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会の指導のもとに対応し解決を図るようにする。併せて、家族とも適切な連携を図る。
- (2) いじめに関して寄せられる情報に対しては、誠意ある対応に心がけ、家族からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員での対応を進める。
- (3) P T Aと連携し、研修会や講演会等の機会を活用し保護者にもいじめは重大な人権侵害であるという認識に立っていただけるようにする。
- (4) 家庭でみつけられるいじめのサインをもとに、その対処法や指導方法等を学校だより等で伝えたり、校長講話でいじめ問題を取り上げたりしながら理解が得られるよう努める。

#### ～家庭でのチェックポイント～

- 洋服の汚れや破れが見られたり、よく怪我をして帰ってきたりする。
- 泣きながら帰宅する。
- 朝になると、学校に行きたがらなかつたり、体調不良を訴えたりする。
- 「転校したい」「学校を辞めたい」と言うことがある。
- ぼんやりしたり、ふさぎこんで元気がなかつたりする。
- ため息をついたり、涙を流したりするなど、情緒が不安定になる。
- 部屋に閉じこもりがちになる。
- 学校のようにすを聞いてもしゃべりたがらない。
- 家族から話しかけられるのを嫌がるようになる。
- 危険なものを隠し持つようになる。
- お風呂に入りたがらなくなつたり、裸になるのを嫌がったりする。
- 口調が激しくなつたり、反抗的な態度になつたりすることが多い。
- 急激に学習意欲が減退し、成績が下がる。
- 自己否定的な言動が見られるようになる。

### 4 いじめ発見後の早期対応

いじめが分かった時には、教育委員会に報告し、その指導のもと迅速に対応する。職員一人が抱え込むことなく学校全体で組織としての対応にあたる。個人情報等の扱い等について十分に配慮しながら、正確な情報公開と説明責任を果たすよう誠意ある対応に努める。

事実の確認は複数の職員（担任・学年主任、生徒指導、場合によって教頭）で丁寧に行う。事実関係を確かめるための聞き取りは、個別に行うことを原則とする。聞き取りの内容については記録を取り、報告・連絡・相談を正確に行う。

#### (1) いじめられた子への対応

- ① 第一にいじめられた児童の身の安全と安心を最優先に図る。つらさや悔しさを十分に受け止め、全力で守りとおす姿勢で対応し安心感を与える（心のケア、親身な対応、秘密厳守）。担任は被害児童・生徒の保護者に対し、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底

して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応についての合意形成を図る。必要な場合は校長も同席する。

- ② いじめが解決したと見られる時でも、その後の様子に十分な注意を払い、必要な指導を継続的に行う。いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「いじめ対策委員会」が子どもの状況等を総合的にした上で、校長が判断する。
- ③ 担任、学年職員を中心に、全職員でよい点を認め、自信をもてるよう励まし、自立を支援する。心的外傷を癒すためにも、養護教諭等が中心となって該当児童の心のケアに努めるとともに、スクールカウンセラー等を活用した相談を行う。
- ④ 人間関係の改善に向けた支援を大事にする。

## (2) いじめられた子の保護者への対応

- ① 全教職員が、保護者等に対して、「いじめ防止基本方針」の概要を分かりやすい言葉で説明できるようにする。※以下参照  
「『いじめ防止基本方針』とは、いじめの未然防止のための取組や、いじめ発生時の対応について学校ごとに定められた文章です。いじめを防ぐために日常的に子どもたちの人権感覚を育むことや、いじめの早期発見のためのアンケートを実施するといった、いじめの防止や早期発見に向けての取組の内容が記載されていると共に、いじめが起きてしまったときには、いじめを受けてしまった子どもを守ることを最優先に、いじめ対策委員会を開き、警察などの外部機関と連携しながら、学校全体で解決に向けて取り組むことについての方針が定められています。」
- ② 事実を正確に伝え、子どもを絶対に守るという学校の姿勢を示し、いじめの問題解決に向けた具体的な取組の方針を伝え理解を得る。
- ③ 保護者の不安、怒り、学校への要望等に謙虚に耳を傾け、よく話を聞く姿勢で臨む。
- ④ 保護者との連絡を密にし、継続的に連絡を取り合うようにする。

## (3) いじめをしている子への指導と措置

- ① いじめの事実関係、背景、理由などの事実確認を行い、自分がやってしまったいじめの事実をきちんと認識させる。
- ② いじめられた子のつらさや心の傷、いじめられた子の家族の切なさなどに気づかせる指導を粘り強く行う。
- ③ いじめは人権を侵害する許されない行為であることを理解させ、自分の言葉できちんと謝罪できるよう指導する。
- ④ しばらくの間、様子をしっかりと観察し、継続して繰り返し指導を行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた時は、警察と連携して対処する。生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助のもとに関係機関と協力しながら

ら毅然とした対応をする。

#### (4) いじめをしている子の保護者への対応

- ① いじめの事実を迅速かつ正確に説明し、学校の取組方針について理解が得られるようにする。
- ② 毅然とした態度で臨み、いじめは許されるものではないことを伝えていく。
- ③ 保護者としての責任の果たし方について、学校も一緒に考え、子ども本人の立ち直りをともに目指す。
- ④ 我が子の責任を認識していただき、いじめた子とその保護者に謝罪するよう促す。

#### (5) いじめの傍観者となってしまった子どもたちへの対応

- ① いじめを傍観していた事実を確認し、他人事でなく自分たちの問題として自覚させていく。
- ② いじめは絶対に許すことができない行為であることの指導を徹底して行うとともに、教師のいじめに対する姿勢を示していく。
- ③ 傍観者も加害者と同じであることに気づかせ、指導にあたる。
- ④ いじめは学校・学年・学級等の集団全体の問題として対応していく。
- ⑤ 勇気を出していじめを教えてくれた子が責められたり、次のいじめの対象となったりしないよう、秘密を厳守する。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

インターネットの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止と対処について、児童には情報モラル教育を実施する。また、学校職員や保護者を対象とする情報モラル研修会等を計画し考えていく。

##### (ア) 加害者が特定される場合の対応

- ① 掲示板管理者への削除依頼
  - ・管理者への連絡方法を確認する。
  - ・利用規約を確認の上、保護者の同意を得て、子どもと一緒に学校内で削除を行う。
  - ・削除依頼は、学校（公的な）のパソコンを使用し、個人の所属や氏名の記載はしない。
- ② 掲示板プロバイダへの削除依頼
  - ・管理者に削除依頼をしても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合は、プロバイダに削除依頼する。

##### (イ) 加害者が特定されない場合の対応

- ① 教育委員会に報告・相談
  - ・教育委員会に報告し、対処についての指導と助言をいただく。

- ② 外部機関と連携を図り削除依頼

\* (ア) (イ) でも削除されない場合等については、警察や法務局に相談する。

(ウ) 掲示板等での被害を防ぐために心がけること

<学校では>

- ① 携帯電話やインターネットの特性を学び、理解を深める。
- ② 子どもたちの携帯電話の所持率、家やインターネットの利用状況等について把握していく。
- ③ 掲示板利用を含め、情報モラルやルールを厳守する指導を充実する。
- ④ 家庭に対し、情報モラルについて話し合うことの啓発を行っていく。
- ⑤ 携帯電話を学校に持ち込まないことを徹底する。

<家庭では>

- ① 携帯電話やインターネットの危険性について話し合い、家庭内で決めたルールを徹底する。
- ② 保護者の責任において、フィルタリングを設定する。

## 5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 設置された組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

## 6 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめの防止等に関する機能を担う「いじめ防止委員会（常設）」と「いじめ対策委員会（臨時）」を設置する。

### ◆ 「いじめ防止委員会（常設）」

<構成員>

校長、教頭、教務主任、こどもサポートコーディネーター、生徒指導主任、該当学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（臨床心理士）

<開催>

原則、月1回を定例会とする。

<活動>

- ① いじめに関する研修会の企画立案等
- ② いじめの早期発見に関する取組と評価（アンケート調査・結果、教育相談等）
- ③ いじめの未然防止に関する取組と評価
- ④ いじめ事案の対応に関する取組と評価

◆「いじめ対策委員会（臨時）」

<構成員>

校長、教頭、教務主任、こどもサポートコーディネーター、生徒指導主任、  
該当学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（臨床心理士）

\*必要に応じ 玉川コミュニティセンター所長、PTA会長

<開催>

いじめを認知した時点で速やかに開催し、事態収束まで開催する。

<活動>

- ①いじめの事実関係の正確な調査と把握
- ②被害者、加害者、全体に対する具体的指導方針の決定
- ③保護者と連携したいじめ解決指導
- ④警察や関係機関と連携したいじめ解決指導
- ⑤事態収束までの継続指導と経過観察

<記録>

事実関係及びいじめ対策委員会の内容等を記録に残す。

(2) 「いじめ防止委員会」と「いじめ対策委員会」の位置づけと対応マニュアル

\*次ページ図参照

